# 令和5年5月12日

# 令和5年登米市議会定例会 5月特別議会 議案

登米市議会 議員 番

議 案 目 次

| 議案番号   | 議 案 名   | 頁  |
|--------|---|----|
| 報告第1号  | 登米市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告につい<br>て  | 5  |
| 報告第2号  | 登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る<br>専決処分の報告について                              | 12 |
| 報告第3号  | 登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産<br>税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分<br>の報告について | 14 |
| 報告第4号  | 登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関す<br>る条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について              | 16 |
| 報告第5号  | 登米市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例に係る専<br>決処分の報告について                               | 18 |
| 報告第6号  | 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告につい<br>て  | 21 |
| 議案第55号 | 令和5年度登米市一般会計補正予算(第2号)   | 別冊 |

#### 報告第1号

登米市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

令和5年3月31日、登米市税条例(平成17年登米市条例第65号)の一部を改正する 条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、登米市税条例(平成17年登米市条例第65号)の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

#### 登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例(平成17年登米市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち 法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」 を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環 境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入す る」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて 賦課し、及び徴収する。 第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」 を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第28項」に改め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」を「附則第15条第33項」に改める。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 当該工事が完了した年月日
  - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第 15条の2とする。

附則第15条の2の3を附則第15条の2の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月 1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」 に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度 分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」 を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446 条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリ ン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日か ら令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽 自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、 「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」 に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令 和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両 番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」 とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。 附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を 削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正 後の登米市税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条の2第3項に係る部分

を除く。) 令和5年7月1日

- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の登米市税条例の規定中個人の市民税 に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき登米市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税 については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号工及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の 種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の登米市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の 日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割 について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 報告第2号

登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 に係る専決処分の報告について

令和5年3月31日、登米市後期高齢者医療に関する条例(平成20年登米市条例第5号)の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、登米市後期高齢者 医療に関する条例(平成20年登米市条例第5号)の一部改正について、次のとおり専 決処分する。

令和5年3月31日

### 登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 登米市後期高齢者医療に関する条例(平成20年登米市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第7項」を「附則第3項」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 報告第3号

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和5年3月31日、登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年登米市条例第30号)の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、登米市地域経済 牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成20 年登米市条例第30号)の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

#### 登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除 に関する条例の一部を改正する条例

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年登米市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

#### 報告第4号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免 に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

令和5年3月31日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例(平成23年登米市条例第19号)の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例(平成23年登米市条例第19号)の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

#### 登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部 を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例(平成23年 登米市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

第4条第2項中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和5年3月末日」を「令和6年3月末日」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 報告第5号

登米市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例に 係る専決処分の報告について

令和5年3月31日、登米市子ども・子育て会議条例(平成25年登米市条例第44号) 等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、登米市子ども・子育て会議条例(平成25年登米市条例第44号)等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

#### 登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(登米市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 登米市子ども・子育て会議条例(平成25年登米市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年登米市条例第38号) の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第3条 登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年登米市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、 同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第 19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第 2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア (ア) 中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」 に改め、同号ア (イ) 中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同 号イ (ア) 中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ (イ) 中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 写」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号に」を「第 19 条第 1 号に」を「第 19 条第 1 号又は第 2 号」を「第 19 条第 1 写来第 1 写来第 2 号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号に」を「第 19 条第 1 号に」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 1 項第 1 号に」を「第 19 条第 1 号に」に、「第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号」を「第 19 条第 1 号又は第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 報告第6号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

| 区分   | 専決処分年月日   | 事故の概要          | 損害賠償額和解內容 |
|------|-----------|----------------|-----------|
| 営造物の | 令和5年4月19日 | 令和5年3月29日、登米市石 | 2,310円    |
| 管理瑕疵 |           | 越町南郷字とど台地内の市道に | その余の請求    |
|      |           | おいて、相手方車両が通行した | を放棄       |
|      |           | 際、車道に生じていた舗装路面 |           |
|      |           | の穴にタイヤが接触し、相手方 |           |
|      |           | 車両を破損させたもの     |           |